

第十五回 参議院農林委員會會議錄第十三号

(三三三)

昭和二十七年十二月十九日(金曜日)午後二時三十分開会

委員の異動
本日委員千葉信君辞任につき、その補欠として三橋八次郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 山崎 恒君
理事 滝井治三郎君 東 隆君

委員

池田宇右衛門君 石原幹市郎君 西山 龜七君 宮本 邦彦君 加賀 操君 楠見 義男君 藤野 繁雄君 羽生 三七君 三橋八次郎君 岡村文四郎君
委員外議員 野澤 勝君
衆議院議員 野原 正勝君
政府委員 農林大臣官房長 渡部 伍良君 農林省農務課長 清井 正君 政務局長 安樂城敏男君

農林大臣官房長 渡部 伍良君
農林省農務課長 清井 正君
政務局長 安樂城敏男君

常任委員 倉田 吉雄君
会専門員 農林省農務課長 德安健太郎君 農林省農務課長 長沢 武君 農林省農務課長 長沢 武君

本日の会議に付した事件
○てん菜生産振興臨時措置法案(衆議院提出)
○政府に対する申入れに関する件

○委員長(山崎恒君) それでは只今より農林委員會を開会いたします。
てん菜生産振興臨時措置法案を議題に供します。速記を始めて下さい。
午後二時四十分速記中止

午後二時四十三分速記開始
○委員長(山崎恒君) 速記を始めて下さい。

○委員外議員(野澤勝君) 第六条の末項でなく、第七條にそれが規定されておるようでありまして、併し趣旨については間違いないようでございます。そこで私は一体かような、この生産を振興すべき事業ですね。政府はかような監督乃至は必要以上の干渉をしなければならぬ理由について、私は疑問を持つものであります。特にこれが公団であるとか、統制会社とか、いわゆる政府出資の機関であるとかいうなら、これはまあこういう考え方もいいと思いますが、併しそうでないのです、実際

は。それは幾ら助成をしてあるからというふうな意味で、政府は或る程度の監督をせられます。併しこれで見ますと、麗々しく「犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。」というふうな、こういう議會を馬鹿にした条文を入れるものではないのです。こんなことを未だ曾て法文に見たことはありません。これはどういう意味でこういうことを入れたのですか。私は微力でございますが、見たことはありません。

○政府委員(清井正君) 只今の野澤委員の御質問でございますが、これは私から申上げたらいかがでしょうか。私に聞きたいと思つておられます。これは一定の最低生産者価格というものを農林大臣が定め、ん菜から製造されたてん菜糖を政府が買入、こういう建前になっておるのでございます。その価格をきめます場合におきましては、その最低生産者価格で買入れた計算によりまして所要の経費を計算いたしまして、そうして適切なところにおいて製造に関する費用を加えて基準の買入価格をきめる、こういうふうなてん菜の価格からずつと積み上げて、てん菜糖の価格がきまる。こういうふうなことになるつておる。結局政府がてん菜糖の価格をきめるに当りましては、当然製造業者であるところの会社に対しては、必要がありまふ場合には、かかるよう

な報告の聴取ができる、或いはその他の措置ができるような規定を設けておくことが適切ではないか、こういうふうなことは考えられるのであります。無論なにもいたしませんならば、それでございませうけれども、政府が最後の買入をするてん菜糖の価格をきめまして以上は、きめる過程についてのいろいろの調査事項が必要となつて参ります。この場合には、これは当然こういうふうなことができる権限が事務当局にある。たほうがいいのじやなからうか、こういうふうな考慮のございします。

第三項について、こういうふうな規定がないというふうなお話でございます。たが、これは特に立入検査というふうなことが書いてあります。これは、それは断り書きを緩く申します。検査の意味を緩和すると申します。そういうふうな意味で、普通こういうふうな規定をいたします場合においては、こういうふうなことを書くのが最近の例であるように聞いております。

○委員外議員(野澤勝君) これで打切りたいと思つて、御趣意をお伺いすればよくわかるのでございますが、これは受ける感じというものは実に私どもおかしき感ずるのです。ところが最近の法文並びに体裁と言いましうか、こういうふうなやつて来ているというのです。最近の云々というよりは、実際、むしろこういうことを書くこと自体が、私は却つて如何にも業者が社会不安と言いましうか、こういう

うことの監査なり、必要以上の監視と言いましうか、監督と言いましうか、不安を感じるといふことを大體政府は感得しておると思ふ。わかつておると思ふのです。だから、そういうわかつておるようなことを必要以上に与えること自体、すでに政めていいと思ふのです。みんなこういうふうな書いてあります。政府の助成したものは全部書いてあります。私はそれならば、これから又改めて質問しなければならぬが、こういうことが全部書いてあるという今お話がありました。私にはそれは承服いたしません。そういう点から、これは或る意味においては必要以上に強い政府の介入なんです。むずかしい言葉で言へば、或る程度基本的人権をも脅威せしめておる考え方から、こういうものが出ているのです。ですから、こういうことではなくして、もう少し民主的に私は今の政府の考え方を現わして行くことができるであらうと思ひます。余り時間を割いては失礼でございますから、これ以上私深くは申しませんが、特に日本の国民の生活必需品であるところの砂糖の原料のてん菜生産の振興をしてやろう、しようという御趣旨だつたら、片方のほうで縛をはめて、鎖をつけて、不安を起すような、そんな二天作の五にならんような考え方の法律の立て方というものは、これは矛盾も甚だしいと思ふのです。だから、こういう点を今後政めるか、さもないれば、こういう点については十分研究してみようという

もりがあつたならば、私はこれ以上質問をいたしたくないと思ひます。この程度で省略したいと思ひますが、どうかこの点だけ伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(清井正君) 只今重ねての御質問でございますが、先ほど私が通例あると聞いておると申しましたのは、立入検査の権限云々の第三項についてのお話について、そういう例があるということをおししたものであります。更にこういうようなものについて、こういうような監督規定が必要であるかどうかということについての御意見でございますが、無論これは、こういう規定をおきましても、徒らに私どもが農林大臣の命によつて製造業者に対して云々と、ここに書いてあるようなことを従らねばならないことではないのであります。無論価格をきめず建前にある以上は、必要がありまされば、こういうことができるという権限を事務当局に与えてもらうほうがよいと、こういう趣旨でこの規定ができておるものと解釈いたしたのであります。書いてあるからと申しまして、これを振返してどうこうという趣旨のものではないのであります。又そういうことをしては相成らんとするものであります。ただ私個人の見解を申しますならば、やはりこれはたゞ茶葉を一定の価格で買ひ、而もそれに一定の積算をして茶葉の買上価格をきめるということとであります。やはりこういう規定があつたほうが事務当局としてはいいのではないかと、この私個人としては思つておりますが、実際問題といひまして、これを徒らに濫用するとかいふようなことはないものであります。

す。必要のありましたときにおいてのみその措置をとるというふうにいたさなければならぬものと考へております。

○委員外議員(野溝勝君) ちよつと関連して……、それでは簡単に、実は砂糖に關係を持つておる台湾の砂糖輸入に關しまして、これと関連をしておりますので、関連質問としてお許しを願ひたいと思ひます。

聞くとところによると、台湾の砂糖を相當量輸入をしたということを開いたのでもございますが、その台湾の砂糖が非常に高いものを輸入してあるものであります。どうしてそんなに高いものを輸入したかというのをだんだん聞いてみたところが、日本の肥料と、硫酸を高く見積つて、交換と言ひますか、取引をしておるのだから、向うから来るものも高ければ、こつちから行くものも高いから、國民に迷惑にないというふうな話をちよつと伺ひました。その取引の事情についてお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 台湾の砂糖と硫酸とのバーターという問題はしばしば出ておりますが、現実にはバーターした例はまだ出ておりません。むしろ台湾の砂糖を安く日本の肥料を高く売つたためにバーターしたほうがよいではないかという研究はやつております。現在までのところは全然バーターで入つた例はありません。

○委員外議員(野溝勝君) どうも有難うございました。

○補見義男君 食糧庁から頂いた資料の最初の昭和二十七年、二十八年の需給推定表なんです。供給の欄の二十七年合計国内生産一万三千トンとある

のですが、この一万三千トンの中のでん茶糖はどのくらいになりますか。

○説明員(長沢武君) これは供給面であつて、茶糖は政府放出の中に入つております。全部買つて供給するのは政府だけのことであります。政府放出の中に入つております。だから、一万三千トンは全部買下糖でございます。

○補見義男君 それから昨日食糧長官からお話があつた本年三万三万トンの買下計画のお話なんです。これはいつの生産のてん茶糖を三万三万トンの買下ですか。

○説明員(長沢武君) これは二十七年産のものでございませう。もう二十六年産のものでございませう。

○補見義男君 そうすると、二十七年の生産はトン数に直して幾らくらいになりますか。

○説明員(長沢武君) それが約三万三万と見込まれております。

○補見義男君 甚だ細かいのですが、改定局から頂いた昭和二十七年の糖高四十七万一千ピクルで、少し数字が合わないように思ふのですが……。

○説明員(長沢武君) それはですね。去年の歩留りに比べて、今年の歩留りが予定よりもいいということなんでありませう。それで初めの低い歩留りで見た場合の計画、それから長官の言われたのは最近の實際の事情から推して当初の計画が延びて三万三万になるかも知れない、こういうことなんでありませう。

○補見義男君 そうするとこの改定局のほうの歩留りは昨年の一二・五〇、この表で行くと一二・四〇になつておりますが、この四〇が五〇以上になると、こう考へてよろしいわけですか。

○説明員(長沢武君) 昨年度はよかつたのであります。歩留りが……、本年当初は一二・二三程度にみております。逆に見ておつたわけでありませう。低くみておつたわけでありませう。去年の価格推算のときには一二・一二にみておつた。実績をみたところが五くらゐになつた。本年は初めの計画で申しますと、一二・二三くらいにみておつたのが、實際は一二・四〇は出ると、そうなりますという三万三万トンの買下に出る、こういうことであります。

○補見義男君 この表は一二・四〇%で四十七万一千ピクル、この歩留りがさつきのお話では悪くなるというのでしよ、一二・四〇くらい。そうすると、四十七万ピクルはもつと少くなるのじやありませんか。

○説明員(長沢武君) そうじやありません。当初我々の計画のときには低くみておつたのですが、實際は一二・四〇出る、反当りが案外よかつた。併せて置くと、さつきのお話では悪くなるという本年の歩留りの確たるところはこの二月以降になりませんとわからない、現在進行中でございます。

○補見義男君 そうすると、二十七年産のものは全量買上するといふわけですね。

○説明員(長沢武君) 現在の糖価關係では全量買上つて来ると見込んでおります。それを買上することになつております。

○補見義男君 二十八年産、二十九年産すべてこれはたゞ茶葉については全量買上するということになりますか、どうなりませうか。

○説明員(長沢武君) それは糖価關係において非常に国内糖価が上がるような事情があれば別でございますが、今のやうな状態のまゝと考へますれば、先ず全量出て来るを得ないであらう、一定期間は全量買上する、こういうことだと思ひます。

○補見義男君 そうすると、その二十七年産のものは今の補正予算の三万三万トンの買上げで買つて行きますね。それから二十八八年産のものは、今年の十一月頃からだんだん始まつて、そうして精糖して行く、そいつを買つて行く場合には、やはり同時に、二十八八年産のものをやる場合には、当初予算に組むか補正予算に組むか、どつちかしなければならぬわけですね。

○説明員(長沢武君) そうでございます。その通りでございます。

○補見義男君 これは提案者に何うのですが、甚だ皮肉なことですけれども、提案者を見ますと、自由党のかたが非常に多いのですが、今のお話のやうに全量買上する、全量買上するといふ場合には、又これは普通の価格政策と違つて価格補償の政策ですから、今の状況で行けば必ず割高のものを買つて、そして政府がピクル、例えば千円から千円の損をして売つて行くと、こういうことになるから、結局全量買上する、従つてそれは政府の予算に左右される、こういうことになるわけですね。その場合にその法律の二条で行きますと一定の計画を立ててそいつを農林大臣の承認を受ける、こういうことになつてゐるのならば、自由党のほうで今まで言つておられる、成るべく統制をしないといふのじやなしに、逆にこれに關する限りは付付統制とまで言へなくとも、そういうような生産計画といふものを立てて行かなければ

すが、これで行くと、反当収量が大体

三倍から三倍半くらいに上つてゐる。結局これはこういうところの種というものは、どういふふうになつて参りましようか。

○説明員(徳安健太郎君) この「反当収量増加の可能性」の資料でございしますが、これは現在北海道庁におきまして、従来余りてん菜を作つていなかった地帯を対象にして、一つのモデル部落と申しますか、そういうものを指導いたしましたやつてゐるわけでありまして、その指導いたしましたところの実際の効果を、ここに一例として挙げたのであります。種につきましては現在には特に優良品種を配しているというわけでもございせん。

○補見義男君 私は日本のてん菜糖が特に戦時中からいい種がだん／＼途絶えて、そうして退化と言いますか、そういうことも大きな原因じゃないかと思つており、又昨日の一代交雑種のお話を伺つたりして、一層そういうふうな気持ちもしたのですが、ところがこの「反当収量増加の可能性」の表を見ると、種の如何にかかわらず、こういうふうなできごとというので非常に意を強くしたわけなんです、これはどういふ特殊な術、どういふ経営方法をやつておるのか。

○説明員(徳安健太郎君) これは種の特に優良品種をやつておるだけではないと申上げたのですが、この問題につきましては、ここに備考に書いておられますように、いわゆる「特殊技術と経営方法を実施した」と書いてあります。これは御承知のように北海道の深土耕、混耕、こういうものを入れますして、それによりまして非常に地力と培養と申しますか、維持に努めたいという点が大きな原因とされております。

○藤野繁雄君 この法律によつて見ますと、「公布の日から施行する」と書いてあつて、それから法律の効果は三十七年三月三十一日だから、十九年になつてゐる、今の資料では五カ年計画になつてゐるのではありませんか、十カ年間は日本の消費に必要な砂糖を、この法律によつて奨励して消費量を充たすようにされるという計画であるかどうか、その点を。

○政府委員(清井正君) 只今のお話でございまして、五カ年間で六万四千トンまで計画を充たしたい、こういうことを計画を充たしてゐるのではありませんか、この法律のほうは十年間有効というところになつております。これは私のおりまして、この年次別な生産量は、これは変更しておりますが、この五カ年計画は法律に記載されております。この十年計画の第一次計画とでも御了解願つて結構かと思ひますが、その第一次の五年計画が済みまして、引き続き第二次計画と、こういうふうになつております。

○藤野繁雄君 そうしますと、第一次の五カ年計画に要する経費は、大体どのくらいか、その点を御考へなさいと思ひます。

○政府委員(清井正君) ちよつと只今のはつきした数字を申し上げられませんが、私も第一年度であります二十八年度、明年度の予算といたしまして、只今計画いたしておりますのは、約五千万円程度を計画いたしております。これはまだ我々の計画の段階でありまして、最終決定ではございせん。逐次金額を増強いたしまして進んで参りたい、こう考へております。

○藤野繁雄君 砂糖の国民に必要な最小限度をこの法律によつて確保しようとするものであれば、必ずその目的を達成するためには、できるならば予算面においては各年度毎の継続費を見積つて行かなくてはならない、じやないか、継続費がなくて年度ごとに多くなつていくというのでは、五カ年計画の目的を達成することはできないと、こう考へてゐるのではありませんか、大体において総金額が幾らである、そのうち第一年度は幾らだ、第二年度は幾らだ、こういうふうな継続費的の予算を組まれる考へはないかどうか。政府の、殊に前農林大臣がこの委員会に説明されたところによると、食糧増産については継続費として組んで、その年度に必要なものを各年度ごとに組むようにしなかつたやない、そういうものだ、こういうふうな方針を説明しておられたようでありまして、これについてそういうふうな計画がないのであるか、あるのであるか。只今は、昭和二十八年度は五千万円くらいだといふことであるが、その点更にお伺ひしたいと思ふのであります。

○政府委員(清井正君) 只今継続費のようない思想を以てやつたらどうかというお話であります、御趣意は誠に結構でございますが、無論私どももいたしましては、只今二十八年度の数字を申し上げましたけれども、二十九年度、三十年以降、この五カ年計画に即応いたしまして計画を持つておるのではありません。無論その内容につきましても、昨日来御説明申し上げました通り、

り、原種圃、採種圃、種子の購入等ございまして、一年計画の事業では無理であります、これはこの年度中継続いたしまして支出をいたさなければ無理であると思ふのであります。従いまして私どもも所要の計画に従ひまして、昨日来御説明申し上げておりますところの助成計画を、今後引き続き増強して参りたい、こういうふうな考へておるのであります。

○藤野繁雄君 これは私まだ確実なところは知らないのではありませんか、聞くところによりますと、アメリカでは濃粉から結晶ぶどう糖を作つてその結晶ぶどう糖を砂糖に二割混入して使用している。そしてこれは砂糖のみ使用するよりも非常に皆から好まれてゐる。でありますから、アメリカでは將來砂糖を使用する場合においては、必ず二割の結晶ぶどう糖を加えて砂糖を使用するにしよう、こういうふうな方針のように伺つてゐるのであります。若しこういうふうなことになるのをいたしましたならば、日本における濃粉の消費の方面も一方が現われて来るし、又砂糖の輸入も減ずることができて、外貨の支出に非常に有効になるのじやないか。外貨を少く使用したいことにはなるのじやないか、こういうふうな考へられるのであります。が、結晶ぶどう糖を砂糖に混入するといふようなアメリカの例がどういふふうな状況であるか。又日本ではこの点についてどういふふうな研究が進められてゐるのであるか。その状況を承わりたいと思ふのであります。

○説明員(長沢武君) 只今のお話はデキストリンのお話のようでありまして、藤野委員のおつしやる通り我々も

聞いておるのであります、実は目下手許には確実な調査がございせんので、追つて詳しく調査いたしたいと思つております。日本においてそのようなことに於いて実施できるかどうかの研究をしてゐるかどうかというお話であります、我々のところでもいろいろ研究いたしておりますが、日本の場合濃粉が割高でございまして、今のところでは自由企業としては相当困難ではないか、特に糖価が、百万トン計画が達成せられまして、かなり限界コストに近づくような相場状況になりますと、なか／＼自由企業としては困難ではないかというように考へております。

○藤野繁雄君 できるだけアメリカの例があつたらば、一つ御調査の上、後刻印刷して御報告を願ひます。

○岡村文四郎君 質疑があまりないやうでございまして、質疑を打切つて討論、採決に入つたらいと思ひますが、お諮り願ひます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(山崎恒君) 只今の岡村さんの動議に御異議ないやうでありますので、進行いたしたいと存じますが、ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員(山崎恒君) 速記を始めて。

他に御発言もないやうですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○岡村文四郎君 今御審議を願つております。てん菜生産振興臨時措置法案は、日本の砂糖の需要から見ますに、北海道農業関係から申上げまして、重要な法案でございます。そこで今後政府があらゆる面に助成をしなればならぬことになると思ひます。が、助成をされても、政府のほうでは相当の消費税をとつておりまして、今までも随分その希望を申して、今までは、なか／＼思うようにならぬで今日まで来ております。そこで無暗なことは申上げませんが、第一に種子の改良普及に全力を挙げてもらわんと、アメリカのてん菜と日本のてん菜はまるで話にもならぬやうなことでございまして。そこで、土地も違ひますが、主として種子に關係があると思ひます。から、あらゆる面で十分なる助成をし、ます。希望通り、計画通り収穫が上りますように御努力を願ひまして、本案に賛成いたします。

○加賀操君 私、次の希望を添えて本案に賛成いたします。先ずこの法の運用につきまして一番大切なことは、政府が告示することになつておりますが、この告示が遅れますと非常に農家のほうに心配をかけますので、成るべく早い機会に告示をして頂いて、安心して作れるようにさしてもらいたい、かように考えるのであります。

次の方は、書いてあります通り、これは寒地の農業経営を合理化する、と、こういう点にあるのであります。と、その中で最も大切なのは、このビートが家畜と完全に結びつく、と、こういう点でございます。これができなればこの法の最終目的は非常にむづかしく相成ると思ひます。過去の拓殖

計画におきましても十分考慮したのであります。が、実績は思うように行つておりません。政府におかれては、よく過去の経験の研究をしまして、完全にビートと家畜が結びつきまして、それによつて農家の経営が安定になるよう、農林省各部署間で完全な一致した御方針をとつて実施して頂きたい、この二点を加えて賛成をいたします。

○西山龜七君 我が国が砂糖消費量の大部分を輸入に依存して砂糖の需給の安定を図らなければならぬという現状におきまして、輸入砂糖は相場の変動が非常に激しくありまして、且つ貴重な外貨資金を要し、特に一朝有事の場合におきましては、それらのことを考慮するときに、最低限度の内地の砂糖の維持育成は最も必要なことであると思ひます。故に私は、本法案に賛成すると共に、内地各地に生産する砂糖に對しまして、政府において早急に適切な対策を立てられんことを要望いたします。本案に賛成するものであります。

○東藤君 この法案に賛成をいたしますが、てん菜を栽培することによつて、北海道、殊に亜寒地帯における農業経営がこれで確立して行くと、こういう意味で私は非常に重要な法案だ、と、こう考えるわけであります。このてん菜には、実は論議をされてない問題で重要な問題があるわけであり、窒素質肥料として硫酸が、これはてん菜には非常に害になる、却つて生産を阻害するやうなことになるので、これが栽培が進むに従ひまして、恐らくはチリ、硝石輸入の問題が起きて来ると思ひます。そういう面において、

これは海外から輸入する肥料でありますので、特にこの点について留意をして頂きたい、こういうことを附加えまして賛成をいたします。

○委員長(山崎恒君) ほかに御意見ないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成のかたの御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○委員長(山崎恒君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致を以て可決すべきものと決定されました。なお本會議における委員長の日頭報告の内容等事後の手續は慣例によりまして委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。次に、本案を可とされましたかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

滝井治三郎	東 隆
池田宇右衛門	石原幹市郎
西山 龜七	宮本 邦彦
加賀 操	楠見 義男
藤野 繁雄	羽生 三七
岡村文四郎	三橋八次郎

○委員長(山崎恒君) 御署名洩れはございませんか。……、ないと認めます。

○委員長(山崎恒君) 三橋委員から別の問題で發言を求められておりますので、許可いたします。

○三橋八次郎君 農業の機械化は我が國農業にとりまして極めて重要な事柄でありまして、參議院、衆議院を通じて議員団を結成いたしまして、機械化の促進を図るべく努力して参つておるわけであります。が、機械化の重要でありますことにつきましては、今更に申上げるまでもないことと存じます。今までのいろいろ資料につきましてはお手許に配付をいたしておりますから、あとで御覽を願ひたいと思つてあります。丁度食糧を五カ年計画を以て増産するといふやうな計画のある折柄でございます。是非共この五カ年計画に織込みまして、この農業の機械化を促進して頂きますように、委員長から委員各位にお諮りを願ひまして、委員長から政府のほうに申入れをして頂きますと結構だと思ひますので、よろしく願ひたいと存じます。

○委員長(山崎恒君) 只今三橋委員から農業振興のための機械化農業の点について、これが奨励指導の点を政府に申入れるやうにといふやうな御意見であります。が、政府に對しましてそうした趣旨の下に申入れることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないやうでありますのでさう決定いたしました。文案その他の点につきましては御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないと認めます。

○委員長(山崎恒君) では次に福田耕作地域農業改良促進法案を議題にいたします。

では今日は提案者の出席がありませんので、これで散会することにいたしますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないやうでありますので、本日はこれを以て散会いたします。

午後三時四十一分散会

昭和二十八年一月三十一日印刷

昭和二十八年二月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局